

A 様

世田谷区監査委員	萩	原	賢	一
同	中	根	秀	樹
同	山	口	裕	久
同	津	上	仁	志

住民監査請求について（通知）

令和2年12月7日付け2世監第68号で受け付けた住民監査請求については、下記の理由により、却下することに決定したので通知します。

記

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項は、当該地方公共団体の執行機関又は職員について、違法又は不当な公金の支出、契約の締結等の財務会計上の行為があると認めるときに、当該地方公共団体の住民が監査委員に監査を請求できるとするものである。したがって、その対象となる行為は、当該地方公共団体の執行機関又は職員による違法又は不当な財務会計上の行為に限られるものであり、住民監査請求の請求人は、住民監査請求の対象とする財務会計上の行為を個別的、具体的に示してこれを特定し、当該行為が違法又は不当であるとする理由及び事実を具体的に摘示しなければならないとされている。

本件請求において、請求人は、本庁舎の整備については施工業者選定の入札公告を行い工事着手に向け準備を進めていると主張しているが、住民監査請求の対象とする財務会計上の行為が具体的に示されておらず、特定性に欠けるものと認められる。

また、請求人は、現行庁舎は老朽化しているとの見解の妥当性が区議会の所管委員会で審議されていない、社会的変化の見通しが曖昧なまま過大な庁舎となっているとする住民の指摘が検討されていないと述べている。しかし、これは単に本庁舎整備計画検討が不十分であると主張するに過ぎず、財務会計上の行為の違法性・不当性を具体的に摘示しているとは認められない。

これらのことから、本件請求は、本庁舎整備計画そのものに対する異議であるというべきであって、法第242条第1項に規定する住民監査請求の要件である財務会計上の行為の違法性又は不当性を問うものとは認められない。

よって、本件請求については、法第242条第1項に規定する要件を欠くものであり、却下が相当である。

世田谷区職員措置請求書

世田谷区長に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

本庁舎の整備については、別添令和2年9月24日付庁舎整備担当部・施設営繕担当部「本庁舎整備にかかる関連工事の実施について」にある通り、財政計画の見通しを見極めたうえで、取り組みを進めることとした。9月7日、施工業者選定の入札公告を行い、令和3年7月頃の工事着手に向け準備を進めている。

本庁舎整備計画は、先般11月12日の区議会庁舎整備特別委員会で、住民の要請が不採択になった折に示されたように、次のような初歩的、且つ長期の見通しを欠いた、一般的誤解に基づくものであり、このまま進めるなら、百年先までの庁舎整備の展望を見失い、結果、無駄な費用を支出する恐れがある。

誤解の1 委員からは「現行庁舎は老朽化している」という初歩的誤解による発言があり、その妥当性について、審議がされないままになっている。

誤解の2 長期の見通しを欠いた一般的誤解による経緯。上記特別委員会の休憩時間中に行われた、4人の住民（建築専門家を含む）による要請の聞き取りの際、「コロナ等の自然災害による影響を含む、社会的変化の見通しが曖昧なまま、過大な庁舎となっている」と指摘されたが、これもまったく検討されていない。

以上のようなことから、今進められている、さまざまな誤解に基づく本庁舎整備計画は、いったん止めて、コロナなどの非常な災害が終息した後に、あらためて、正常な心理状態の下で検討し直すことを世田谷区長に求めます。

2 請求者

住所 東京都世田谷区

氏名 A

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

令和2年12月8日

世田谷区監査委員宛

以上、原文のまま掲載した。ただし、請求人の住所は省略し、氏名は仮名とした。